

政統発1225第4号  
令和2年12月25日

日本病院会会长 殿

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報政策担当)  
(公印省略)

出生証明書の様式等を定める省令の一部改正について(通知)

平素より厚生統計、医療行政につきましては多大な御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、出生証明書の様式等を定める省令(昭和27年法務・厚生省令第1号)の一部が、別紙のとおり改正され、令和2年12月25日施行となりましたので通知いたします。

つきましては、内容について御了知の上、各関係機関等への周知方について御配慮を願います。

記

医師、助産師又はその他の出産立会者が作成する出生証明書について、作成者の押印又は署名を不要とし、作成者の氏名を記載するよう改め、様式中の「印」を削除したこと。

以上

○法務省令第八号  
厚生労働省

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定に基づき、出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

法務大臣 上川 陽子

厚生労働大臣 田村 憲久

出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令

出生証明書の様式等を定める省令（昭和二十七年 法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

第一条 医師、助産師又はその他の出産立会者が戸籍法（昭和二十一年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成す

る出生証明書には、次の事項を記載しなければならない。

第一条 医師、助産師又はその他の出産立会者が戸籍法（昭和二十一年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成する出生証明書には、次の事項を記載し、記名押印又は署名をしなければならない。

一〇八 (略)

九 出生証明書を作成した医師、助産師又はその他の立会者の住所及び氏名

改 正 前

第一条

九 出生証明書を作成した医師、助産師又はその他の立会者の住所及び氏名

別記様式中「手」を削る。

## 附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

## 改正後

別記様式(第二条関係)

## 出生証明書

子の氏名		男女の別	男 1男 女 2女
生まれたとき	令和 年 月 日 午前 午後 時 分	記入の注意 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。	
出生したところ及びその種別	出生したところの種別 1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他		
	出生したところ 番地 番号		
	出生したところの種別 1~3 施設の名称		
体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル	
単胎・多胎の別	1 単胎 2 多胎( 子中第 子)		
母の氏名		妊娠週数	満月日
この母の出産した子の数	出生子 [この出生子及び出生後死亡した子を含む] 死産児(妊娠満22週以後)	人	
		胎	
1 医師	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日		
2 助産師 (住所)			
3 その他	番地 番号		
	(氏名)		

## 改正前

別記様式(第二条関係)

## 出生証明書

子の氏名		男女の別	男 1男 女 2女
生まれたとき	令和 年 月 日 午前 午後 時 分	記入の注意 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。	
出生したところ及びその種別	出生したところの種別 1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他		
	出生したところ 番地 番号		
	出生したところの種別 1~3 施設の名称		
体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル	
単胎・多胎の別	1 単胎 2 多胎( 子中第 子)		
母の氏名		妊娠週数	満月日
この母の出産した子の数	出生子 [この出生子及び出生後死亡した子を含む] 死産児(妊娠満22週以後)	人	
		胎	
1 医師	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日		
2 助産師 (住所)			
3 その他	番地 番号		
	(氏名) 印		